

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の 国の負担割合二分の一復元及び教育予算拡充を求める意見書

義務標準法では、1学級あたりの定員を小学校一年生は35人とすることとしていますが、それ以上の拡充が進んでいません。岩手県では、加配措置を活用した県独自予算として、35人学級の拡充を小学校四年生まで及び中学校一年生において行っています。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級あたりの児童生徒数や教員1人あたりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。

社会状況等の変化により、いじめ、不登校等生徒指導の課題も深刻化し、発達障害など、特別な支援を要する子どもたちへの対応も課題となっています。このような課題の解決に向け、一人ひとりの子どもに丁寧な支援、対応を行うためには、1学級の規模を引き下げ、計画的な定数改善がぜひとも必要です。文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げています。国民も30人以下学級を望んでいることは明らかです。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国の負担割合が二分の一から三分の一に引き下げられました。その結果、地方自治体財政は圧迫され、非正規教職員も増えています。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、平成28年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう強く要望します。

記

- 1 小中学校における一学級あたりの定員を30人以下とし、適切な定数改善を進めること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国の負担割合を二分の一に復元すること。
- 3 学校施設整備費、教材費や図書費、就学援助費や奨学金、学校や通学路の安全など、特に被災地方自治体における教育予算が十分に確保できるよう、地方交付税を含め国の教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成27年6月24日

岩手県久慈市議会

議長 八重櫻 友 夫

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

文部科学大臣 殿

総務大臣 殿

財務大臣 殿